

国民健康保険税が決定しました

国民健康保険税は、ご加入いただいている方全員の前年中の所得および人数をもとに計算し、毎年7月に世帯年税額を決定します。負担する費用について、詳しくは7月中にお送りする納入通知書の内容をご確認ください。

◎令和6年度国民健康保険税率

	所得割(%)	均等割(円※1)	平等割(円)	課税限度額(円)
医療給付費分	6.61	26,400	21,900	650,000
後期高齢者支援金分	2.26	10,100	6,900	240,000
介護納付金分(※2)	1.76	10,200	6,800	170,000
合 計	10.63	46,700	35,600	1,060,000

(※1) 未就学児の被保険者に係る国民健康保険税の均等割額については、5割の減額がされます。

(※2) 40歳以上65歳未満の方のみ

◎保険料の納め方

①普通徴収(納付書・スマホ決済・口座振替)

※6月中に口座振替を申し込まれた方は、9期までの納付書が同封されている場合があります。

②特別徴収(年金からの天引き) ③普通徴収および特別徴収(10月から年金天引き開始)

▲詳しくはこちら



後期高齢者医療制度のお知らせ

問 愛知県後期高齢者医療広域連合
問 保険年金課

☎052(955)1223
☎(55)7119

後期高齢者医療保険料が決定しました

後期高齢者医療保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して、個人単位で計算され、毎年7月に保険料が決定します。負担する費用について、詳しくは7月中にお送りする納入通知書の内容をご確認ください。

◎保険料の納め方

①普通徴収(納付書、スマホ決済、口座振替) ②特別徴収(年金からの天引き) ③普通徴収および特別徴収

◎後期高齢者医療保険料率の改定について

後期高齢者医療制度では、財政運営期間は2年間とされており、この期間の医療費の財源に充てるため、保険料率の改定が行われました。改定後の保険料の賦課限度額は80万円(※1)です。

令和4・5年度の保険料率		➡	令和6・7年度の保険料率	
所得割率	9.57%		所得割率	11.13%(※2)
均等割額	49,398円		均等割額	53,438円

※1: 令和6年度については、令和6年度に新たに75歳になり加入される方を除き、賦課限度額は73万円になります。

※2: 令和6年度は、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方の所得割率が10.40%となります。 ▲詳しくはこちら



新しい後期高齢者医療被保険者証は7月下旬に郵送します

【新しい保険証(若草色)】7月下旬に郵送します。

簡易書留郵便でお送りしますので、受け取りの際には受領印が必要です。

8月以降に病院などにかかる際にご提示ください。

※不在の場合は郵便局が「不在通知」を置いていきますので、

「不在通知」の指示に従い受け取ってください。

【今までの保険証(オレンジ色)】

8月以降に個人情報を読み取れないようにハサミなどで裁断して使用できないよう破棄してください(返送不要)

なお、保険証が届かない場合など不明な点があれば保険年金課へお問い合わせください。

※別に通知する方は、通知の指示により更新してください。更新をされないと8月から使用できなくなります。



コールセンターを開設しています

愛知県後期高齢者医療広域連合では、相談窓口としてコールセンターを開設しています。

保険料、保険証、給付などについての相談は、あいち後期高齢者医療コールセンターに問い合わせてください。

あいち後期高齢者医療コールセンター

☎0570(011)558 ※ご利用には通話料がかかります

対応期間: 令和7年3月31日(月)まで

午前8時45分～午後5時15分(平日)

※7月13日(土)～8月31日(土)は土・日曜日、祝日も開設